

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和5年11月24日(金) 15:12~15:16

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 田中 徳一郎

委員 新堀 史明、田中 信次、永田 てるじ、栄居 学、望月 聖子、脇 礼子、
柳瀬 吉助、藤井 深介、松川 正二郎

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明、
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一、
参事兼議事課長 井上 実、政策調査課長 林 弘幸

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(田中(徳)座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

10月12日及び11月17日の当連絡会において、検討事項の方向性について、ご協議いただきました。

その際に、委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、本職において、「令和5年度政務活動費連絡会における検討事項」に係る方向性(案)を作成いたしました。

お手元の資料をご覧ください。

この座長案について、議会局に説明させます。

(経理課長)

それでは、ご説明いたします。

資料の「令和5年度 政務活動費連絡会における検討事項」をご覧ください。

まず「検討事項」の「1 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化について」ですが、「方向性(案)」としては、一つ目のポツで、「地方自治法の改正により、収支報告については、令和6年4月から電磁的記録で提出することが可能となるが、具体的な手続については、適切に条例で定めていく必要がある」とし、二つ目のポツで、「オンライン化については様々な検討課題があるため、政務活動費に係る書類の提出については、本県議会では、会派申し合わせにより、当面、書面で議長に提出することとする。」

三つ目のポツで、「閲覧申請のオンライン化については、県民等から議会への他の手続きと歩調を合わせるものとする」としております。

次に「2 その他」についてですが、「(1) 改選期の年会費の取扱いについて」は、

「改選後の分も月割りで充当できる取扱いとし、指針に明記する」としております。

また「(2) 事務所の事業ゴミに係る処理費の充当について」は、「方向性(案)」として、「事務所から排出される事業ゴミの処理費や政務活動で使った備品の処分代(粗大ゴミ代)について、政務活動費で充当できることを指針に明記する」としております。

続いて、「(3) 事務所費に係る賃貸借契約書の写しを議長提出書類とすることについては、「方向性(案)」として、「契約書の議長提出については、現行の事務所台帳の記載事項を拡充することで、透明性を図ることが可能であるため、今年度は事務所台帳の拡充についての方向性を決定するものとし、内容については、来年度の政務活動費連絡会で検討を行う」としております。

最後に「(4) 改選期の3月分の支出に係る証拠書類等の事前確認の提示期日については、「方向性(案)」として、「可能な範囲で議長への事前確認の提示期日を遅らせることとし、具体的な期日は、「別途議長が定める日」とする」としております。

説明は、以上です。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

座長案について、ご質問等がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、座長案について、各会派お持ち帰りのうえ、ご検討いただき、次回連絡会においてあらためて協議願いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承願います。

私からは以上でございますが、この際、何かご発言ございますでしょうか。

(なし)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、11月29日水曜日、本会議散会後に開催いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を閉会いたします。

ありがとうございました。